

# 階上町学校安全情報配信システム利用規約

## (概要)

第1条 本規約は、階上町学校安全情報配信システム運営要綱（平成26年階上町教育委員会要綱第1号）（以下「要綱」という。）第14条に基づき、階上町学校安全情報配信システム（以下「システム」という。）による配信メールの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

## (登録者)

第2条 配信メールを受信しようとするものは、要綱第9条に基づき、システムに登録をするものとする。

## (利用料金)

第3条 システムへの登録・解除等の利用料金は、無料とする。ただし、配信メールを受信するための通信料及びプロバイダ費用等は、登録者の負担とする。

## (利用可能期間)

第4条 登録者は、登録者が階上町立小中学校児童生徒の保護者として登録した場合、本登録手続きが完了した日から、児童生徒がシステム登録時と同じ学校を卒業する日の属する年度末までの期間において配信メールを受信することができる。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当したときは、前項に定める期間内であっても登録情報を削除し、それ以後配信メールの配信を行わない。

- (1) 登録者が要綱第8条に定める事由に該当したとき。
- (2) 登録者から登録解除の申請があったとき。

## (配信内容)

第5条 配信メールでは、次の各号の内容のメールを配信することができる。

- (1) 町内全域に関する防犯等の安全・安心情報
- (2) 学校に関する安全・安心情報
- (3) 学校の緊急の行事開催や行事変更情報
- (4) 学校の定期情報
- (5) その他、システム管理者が必要と認めた情報

## (配信の停止)

第6条 次の各号に該当する場合には、配信メールの配信を停止する。

- (1) 登録者が指定した配信先メールアドレスへの配信が、複数回にわたり、未着等のエラーになるとき。
- (2) システムの保守・管理・天災・災害等によりシステムの運用が困難なとき。
- (3) その他システム管理者が必要と認めたとき。

(利用規約の変更)

第 7 条 教育委員会教育長が必要と認めたときは、本規約を変更することができ、それを配信メールで登録者に通知した時点で、登録者が当該変更に同意したものとみなす。

附則

本規約は、平成 26 年 1 月 20 日から施行する。